

2018年 2月22日
ニフティ労働組合第37号

ニフティ株式会社
代表取締役社長
荻原 正也 殿

ニフティ労働組合
執行委員長
西原 俊輔



要 求 書

ニフティ労働組合は、ニフティ株式会社に対し、組合員の生活と労働条件の維持・向上のために次の通り要求します。

【要求事項】

1. 賃 金

(1) 賃金改善

現行個別賃金水準の維持を図った上で、一般クラスの平均ポイントである「33ポイント」をモデル賃金とし、「3,000円の改善」を図る。

実施期日

2018年3月21日よりとする。

(2) 年齢別最低賃金

18歳見合いの基準として164,000円（現行161,000円）に改善を図る。

2. 一時金

(1) 平均要求

	年 間	一 期
金 額	155,2000円	776,000円
月 数	5.0ヶ月	2.5ヶ月

(2) 交渉ベース

2018年1月20日現在の今次一時金の交渉ベースは310,312円とする。

(3) 一時金における最低保障率

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(4) 支給日

夏季一時金 2018年 6月19日 (火)

年末一時金 2018年12月10日 (月)

3. 労働協約の改訂

(1) 働き方の改革

組合員一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境づくりに向け、以下について改善を図る。

① 健康を守るための取り組み

心身ともに健康で働き続けるため、時間外労働及び休日労働に関する協定における「一般業務の特別な事情がある場合」と「研究開発業務」の協定時間を1ヶ月80時間以下に見直す。

(2) 生活と仕事の両立

介護などの家族的責任や病気の治療など、「生活仕事の両立」をより一層図るため、以下について要求する。

① 介護と仕事の両立支援 (労働協約第34条 休職)

・従業員の家族が余命宣告を受けるなど重篤な状態にある場合、対象となる家族とともに過ごす時間を希望する従業員に「介護・介護準備休職規程」の適用を認める。

・介護短時間勤務制度の適用期間を「事由が消滅するまで」とする。

② 治療と仕事の両立支援 (労働協約第34条 休職、第66条 諸休暇)

・ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病の罹患者、または不妊治療を行っている者を対象にする、短日勤務、フレックス短時間勤務の適用を認める。

・不妊治療を行っている者を対象に休職の適用を認める。休職期間は通算して1年を最長とし、通算期間内で複数回の取得を可とする。

・ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全、厚生労働省の指定難病のため所定就業日を休む場合、積立休暇の1日および半日単位の取得を認める。

(3) 仕事と介護、仕事と育児の両立支援

(a) 介護関連

介護を事由として退職する者を対象とする再雇用制度を構築する。

(b) 育児関連

育児を事由として退職する者を対象とする再雇用制度を構築する。

(4) 協約の有効期間 (労働協約第85条 協約の有効期間)

この協約の有効期間は2018年4月1日より2020年3月31日までとする

【独自事項】

1. 働き方の改革への取り組み

「場所にとらわれない働き方」の利用実態改善の観点から、現行のテレワーク勤務制度の適用範囲の拡大ならびに利用促進を行う。

2. 評価制度の運用見直し

- (1) マネジメント層に対し評価制度の教育及び理解の徹底。
- (2) 現状の運用よりもフレキシブルな評価の運用改善。
- (3) 労使間で運用状況を把握し、納得感の高い評価となる運用を目指した継続的な協議の実施。

以 上